

(別 紙)

被災者生活再建支援法改正案の早期成立を求める意見書（案）

未曾有の被害となった東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から7年半、熊本地震から2年半がたった今も多く被災者が、プレハブの仮設住宅、みなし仮設住宅などで不自由な生活を送っている。

本年6月、震度6弱を観測した大阪北部地震では、登校中の児童を含む5人が亡くなり、中でも、学校施設のブロック塀が倒壊し下敷きになって、児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。また、被害住宅の多数は、一部損壊であるため、今のままではほとんど被災者生活再建支援法の対象にならない。

西日本を中心に各地を襲った平成30年7月豪雨は、死者・行方不明者200人以上という甚大な被害を引き起こし、今も自宅を失った人たちが避難生活を強いられるなど、被災地は深刻な事態が続いている。仮設住宅の入居は始まったものの、岡山・広島・愛媛など6県で今も約1,500人が避難生活を続けている。

9月6日、死者41人を出した北海道胆振東部地震は、停電や交通インフラは復旧が進む一方、今なお1,592人が避難所生活を送っている。土砂崩れや液状化で多くの住宅に被害が出て、寒さも日増しに強まる中、被災者の生活再建にはほど遠い状況である。

すさまじい強風・高潮被害を引き起こした台風21号の被災地も同様であり、関西国際空港を浸水させた高潮の被害は大阪や兵庫の沿岸部に広がり、強風が吹き荒れた京都や大阪などでは、住宅の浸水や倒壊した家屋も少なくない。

とりわけ切実なのは、住宅再建への支えで、現在の被災者生活再建支援法では、支給額は少なく、適用対象も限られ、要望に応えきれず、これらを踏まえ、野党は共同して、支給額を増額し適用対象も拡大する同法改正案を先の国会に提出し、継続審査になっているが、この改正案を審議し成立させることが欠かせない。

この夏、大きな地震、記録的な豪雨、強力な台風の上陸が相次いだことは、災害多発国日本の厳しい現実を、改めて突きつけたものであり、今どこでどのような大規模災害が起きても不思議ではない状況を踏まえ、国においては、被災者生活再建支援法改正案の早期成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(防 災)

} 宛